

令和3年9月30日

保護者・生徒様

千葉県立我孫子高等学校
校長 増田 武一郎

緊急事態宣言の解除に伴う本校の教育活動について

秋晴の候、保護者の皆様におかれましては、日頃から本校の教育活動並びに新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、県教育委員会から、「緊急事態宣言解除に伴う県立学校の教育活動等について（通知）」があり、その方針が示されました。

つきましては、本校では、引き続き感染症対策を講じつつ、生徒の安全・安心な生活を第一とした教育活動を、下記のとおり行ってまいります。

御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 基本的な学校運営について

(1) 日課について

分散登校・時差通学等については、緊急事態宣言の解除をもって終了し、10月1日（金）から通常日課とする。

(2) 学習活動について

引き続き感染症対策を徹底し、学びを継続する。感染リスクの高い活動の実施にあたっては、感染拡大防止の観点から、活動の内容や方法を工夫する。

2 学校行事及び部活動について

(1) 学校行事について

実施にあたっては、感染拡大防止の観点から、活動の内容や方法を工夫するとともに、学外の参加者については、行事の趣旨や目的を踏まえて制限を設ける。

(2) 部活動について

部活動ガイドライン及び本校の活動方針に基づき実施する。

ただし、10月14日（木）までの2週間は移行期間として、通常練習の活動時間については、平日は放課後のみ90分以内（18：00完全下校）、休日は昼食を挟まず3時間以内とし、平日及び休日それぞれ1日以上休養日を設けることとする。

大会参加、練習試合等については以下のとおりとする。

<移行期間>

- ・ 県内の公式大会への参加は認める。
- ・ 練習試合、合同練習は行わない。
ただし、参加する県内大会の2週間前からは、県内の練習試合等を認める。

<10月15日以降>

- ・ 県内及び県外大会への参加を認める。
大会参加の必要性を十分に検討し、大会を精選して参加する。
- ・ 県内及び県外チームとの練習試合や合同練習も可とする。
練習試合等の必要性を十分に検討し、相手校や回数などを精選する。

3 家庭と学校が連携した健康管理について

毎日、生徒を含む同居御家族全員の検温と風邪症状等の確認を行い、発熱や風邪症状等がある場合は自宅で待機することを徹底してください。また、マスクの適切な着用（不織布が望ましい）やLEBERによる報告も確実にお願いいたします。